

美濃加茂市道路照明灯・公園灯 LED 化工事

特記仕様書

(業務目的)

第1条 美濃加茂市道路照明灯・公園灯 LED 化工事（以下「本工事」という。）は、美濃加茂市内に設置されている本市が管理する道路照明灯・公園灯（計727灯）について、LED 化による高効率化を推進することで、電気料金等維持管理費の縮減及び二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、美濃加茂市（以下「発注者」という。）が、受注者へ発注する本工事に適用する。

(適用する基準等)

第3条 本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び本仕様書によるほか、美濃加茂市契約規則（昭和39年美濃加茂市規則第5号）等の関係法令並びに岐阜県建設工事共通仕様書に基づき実施するものとする。

(工事期間)

第4条 本工事の工事期間は、契約締結の日から最長で令和6年3月28日までとする。

(打ち合わせ及び報告)

第5条 受注者は、本工事の実施前及び実施中における主要な打合せにあたっては、月1回以上、発注者と十分に協議するものとする。

2 前項の協議内容について、受注者は、「打ち合わせ記録簿」をその都度作成し、発注者に確認の上、それぞれ1部保有するものとする。

3 本工事の実施中、受注者は、毎月1回「履行報告書」を作成し、進捗状況を発注者に報告しなければならない。

(LED 化の取替見込み数)

第6条 本工事の対象とする LED 化すべき公園・道路照明灯は、次表の数量を予定する。ただし、現地調査結果により数量は変動することがある。

上記のうち、特殊デザインが施された照明灯は別表2 特殊デザイン照明灯一覧表のとおり。

※LED 灯、ソーラー灯については台帳整理のために記載

2 灯具の LED 化に合わせて自動点滅器468個も更新するものとする。なお、数量については、現地調査の結果から発注者と協議により決定するものとする。

3 機器を照明柱に設置する際、アタッチメントが必要となる場合は、発注者と協議の上、設置方法を決定するものとする。また、アタッチメントでは対応できない場合は、別途提案協議により決定するものとする。

4 既設照明灯に遮光板が設置されている箇所及び隣接する農地や住家に対して光漏を防ぐために遮光板の設置が必要な箇所については、当該施設を設置するものとする。

(提供資料)

第7条 発注者は、受注者に次の資料を提供する。

- (1) 公園・道路照明灯台帳データ（ペーパー）
 - ※所在地住所（町丁）、設置位置図、引込電柱番号
 - (2) 公園・道路照明灯位置図データ（shape 形式）
 - (3) 公園・道路照明灯電気料金請求内訳データ 令和 5 年 3 月分（PDF 形式）
 - (4) 美濃加茂市全図データ（DM 形式）
- （資料収集整理及び現地調査）

第 8 条 受注者は、発注者が提供する道路・公園照明灯台帳及び令和 5 年 3 月度中部電力ミライズ株式会社発行の電気料金請求書内訳の照合及び整理を行うとともに、現地調査を行い、既存公園・道路照明灯等一覧表を作成する。現地調査で取りまとめを行う項目は次のものを基本とする。なお、調査した公園・道路照明灯等には以降の業務でも使用できるよう ID を付すこととする。

- (1) 照明種別、ワット数
- (2) 引き込み電柱番号
- (3) 公園灯・道路灯番号
- (4) 照明灯の銘板に記載内容
- (5) その他必要な事項

2 点検

現地調査を行うときは、道路・公園灯の外観目視を行うこととする。「付属物（標識、照明施設等）点検要領（平成 26 年 6 月国土交通省）」の初期点検を準拠し、項目は受注者がプロポーザル審査で提案した内容を基本とする。

3 電力契約照合

本市の管理情報、電力会社の契約情報等の照合について調査にて十分に確認を行い、不整合を最小限とする考え方を記述すること。

4 データベース及び道路照明灯・公園灯データの作成

資料収集整理及び現地調査によって整理した公園灯・道路照明灯について、位置情報と整合させたデータベースを作成するとともに、道路照明灯・公園灯の適切な維持管理のため、既存 GIS（地理情報システム）へ登録を行うために、汎用性の高い GIS データ形式「shape 形式」のデータを作成するものとする。

5 導入計画の整備

受注者は、地域特性を早期に把握し、地域の実情に即した灯具の選定、円滑な LED 照明の導入工事を進めるため、導入計画を定め、発注者に提出して承諾を得るものとする。また、既存照明灯の電気使用量、電気料金及び二酸化炭素排出量がどのように改善されるかを分析し、最良の機器を選定するよう努めることとする。

（使用機器）

第 9 条 導入計画を策定するにあたり、本工事で使用する公園・道路照明灯の LED 照明器具（以下、「LED 照明灯」という）及び附属物の選定については、次の要件を満たすこと。

- (1) LED 照明灯は、設計寿命 6 万時間以上の耐用年数（ただし、24 時間点灯の地下照明は設計寿命 4 万時間以上）を有し、屋外環境での使用に耐えうる防水性、対候性及び耐食性を有すること。
- (2) 次の基準及び規格に適合すること。

- ①電気用品安全法
 - ②電気設備に関する技術基準を定める省令
 - ③JIS C 8105-1:2017 照明器具-第1部：安全性要求事項通則
 - ④JIS C 8105-2-3:2011 照明器具-第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項
 - ⑤JIS C 8105-3:2011 照明器具-第3部：性能要求事項通則
 - ⑥JIS C 8131:2013 道路照明器具
 - ⑦JIS C 8153:2015 LED モジュール用制御装置-性能要求事項
 - ⑧JIS C 8155:2019 一般照明用 LED モジュール-性能要求事項
 - ⑨JIL 5006:2010 白色 LED 照明器具性能要求事項
 - ⑩高品質照明用 LED 光源の性能要求指針
- 2 現地調査を踏まえ発注者と協議をした結果、道路照明施設（昭和45年10月29日政令第320号道路構造令第31条で規定する照明施設）として整理したものについては、前項の規定に加え、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月国土交通省）」（以下、「ガイドライン」という。）に示された道路照明器具及び道路照明用 LED モジュール・LED モジュール用制御装置の技術仕様を満たすこと。公園灯については、ガイドラインに記載された、歩道照明器具及び歩道照明用 LED モジュール・LED モジュール用制御装置の技術仕様に基づきすること。
 - 3 現地調査を踏まえ発注者と協議をした結果、地下道等に設置されている蛍光灯として整理したものについては、既設機器と同等の明るさが得られる LED 機器に更新することとする。
 - 4 灯具の更新に合わせて交換する自動点滅器は次の仕様によるものとする。
 - (1) 自動点滅器（電子式）の規格・性能は、JIS C 8369:2012 の2形の規格に基づくものとする。
 - (2) 自動点滅器（電子式）の寿命は、一般使用場所で10年以上（開閉回数4,000回以上）とする。
 - 5 器具は、屋内外用照明器具の製造・販売の実績が10年以上の製造業者のものを使用すること。
 - 6 受注者は、発注者が本仕様書により要求する機器の性能等が確保されていることを証する製造業者の証明書を提出し、発注者の確認を受けること。
- （工事実施仕様）
- 第10条 受注者は、本工事を次に定める仕様により実施するものとする。
- (1) 工事施工に際しては、岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工すること。
 - (2) 取替期間中において、光害対策として遮光板又は角度調整等の要望があった場合、発注者と協議の上、対応すること。
 - (3) 自動点滅器が正常に機能しないと想定される場所への設置の場合においては、自動点滅器の種類や取付け方法の工夫により対応するものとする。
 - (4) 受注者は取り外した器具等を、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - (5) 受注者は、灯具を更新した時は中部電力ミライズ株式会社への電灯料金請求区分の変更手続きを行うものとする。なお、変更手続きは、一括ではなく順次遅滞なく、行うものとする。（更新後2週間を目途とする。）

(公園・道路灯管理番号シールの設置)

第 1 1 条 受注者は、導入する LED 照明灯に公園・道路灯管理番号シールを設置するものとする。公園・道路灯管理番号シールは、紫外線や錆等に耐性があり、刻字についても劣化せず、文字認識が容易であるものとする。

2 公園・道路灯管理番号シールの設置位置等については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(公園・道路照明灯台帳データベースの作成)

第 1 2 条 受注者は、LED 化された公園・道路照明灯について、位置情報と整合させた公園・道路照明灯台帳データベースを、発注者が現在使用している美濃加茂市統合型 GIS (中日本航空 (株) G_Nas シリーズ) にインポートできる形式で作成するものとする。

2 公園・道路照明灯台帳データベースに登録する内容は、受注者がプロポーザル審査で提案した内容を基本とする。なお、竣工図と修繕記録の管理ができるデータを作成し登録するものとする。

(灯具の保証及び修繕対応)

第 1 3 条 受注者は、本工事期間中に発生した LED 照明器具の初期不良等について、迅速に対応するものとする。

2 受注者は、プロポーザル審査で提案した LED 照明器具の保証期間中に発生した不具合に対して、発注者の指示により迅速に修繕対応するものとする。

(成果品の帰属)

第 1 4 条 成果品に関する所有権は発注者に属し、受注者は、発注者の承諾を得ずして公表、貸与又は使用してはならない。

(成果品)

第 1 5 条 受注者は、本工事の完成時、第 3 条に規定する基準等で定められた提出書類のほか、次のものを提出するものとする。

- (1) 公園・道路照明灯台帳 (パイプファイル製本 3 部)
- (2) 公園・道路照明灯台帳 GIS データ
- (3) その他発注者の指示する資料

別表 1 「公園・道路照明灯一覧」

美濃加茂市道路照明灯数量

光源	電球 W 数	数量
水銀灯	40	7
	100	12
	200	42
	250	74
	300	10
ナトリウム灯	10	3
	45	2
	70	19
	110	8
	150	15
	180	126
	220	16
	270	59
トンネル用ナトリウムランプ	35	17
	110	28
	180	28
	220	20
	35 バッテリー内蔵	6
蛍光灯	45	78
LED (※)	100	14
合計		584

LED (※) は LED 灯のため LED 化工事の対象外とするが、調査・台帳等整備については対象とする。

美濃加茂市公園照明灯数量

光源	電球 W 数	数量
水銀灯	100	49
	200	42
	250	51
	300	4
ナトリウム灯	110	6
蛍光灯	57	5
ソーラー (※)	－	6
LED (※)	10	11
	18	4
	35	2
	40	1
	56	6
	62	13
	85	3
	97	1
	112	1
	122	3
合計		208

ソーラー (※) と LED (※) は LED 灯のため LED 化工事の対象外とするが、調査・台帳等整備については対象とする。

別表2 特殊デザイン照明灯一覧表

No.	場所	数量	イメージ写真
1	中部台3丁目	11灯	
2	御門町3丁目	4 灯	
3			
4			

※特殊灯デザイン照明灯一覧表の数量は、別表1「公園・道路照明灯一覧」の数量に含まれている